

産業廃棄物の処理委託について

○産業廃棄物の処理をするに当たって

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、また、廃棄物の減量化に努めることはもちろん、その製品・容器等が廃棄物となった場合にその適正処理が困難になることがないようにする責務を有しています。廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）では、（特別管理）産業廃棄物を自ら処理しない場合、（特別管理）産業廃棄物処理業者に委託して処理することを認めています。その際にこの名簿を活用していただければ幸いです。

なお、（特別管理）産業廃棄物の処理を委託する場合、運搬にあつては（特別管理）産業廃棄物収集運搬業者に、処分にあつては（特別管理）産業廃棄物処分業者にそれぞれ委託しなければならないほか、次の委託基準を遵守する必要があります。また、（特別管理）産業廃棄物の委託には産業廃棄物管理票（マニフェスト）を記載、交付しなければなりません。その他、（特別管理）産業廃棄物の処理に当たっては、保管の基準、収集・運搬の基準、処分の基準等に従って行う必要があります。

《委託基準》

- 1 委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業範囲（取り扱う産業廃棄物の種類、積替え又は保管の有無、処分又は再生の方法）に含まれる者に委託すること。また、現地確認により施設の処理能力（埋立の場合は残余容量）を確認すること。
 - (1) 産業廃棄物の収集運搬 → 産業廃棄物収集運搬許可業者
 - (2) 産業廃棄物の処分 → 産業廃棄物処分業許可業者
 - (3) 特別管理産業廃棄物の収集運搬 → 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者
 - (4) 特別管理産業廃棄物の処分 → 特別管理産業廃棄物処分業許可業者
- 2 委託契約は次の必要事項を満たした書面により行い、許可証の写しを添付すること（収集運搬業者、処分業者と各々二者契約によること。ただし、双方の許可をもっている場合はこの限りではない。）。なお、委託契約書は5年間保存すること。
 - (1) 委託する産業廃棄物の種類及び数量
 - (2) 産業廃棄物の運搬を委託する場合は、次に掲げる次項
 - ① 運搬の最終目的地の所在地
 - ② 積替え又は保管を行うときは、その場所、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限
 - ③ 安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行うときは、他の廃棄物との混合及び手選別の許否
 - (3) 産業廃棄物の処分又は再生を委託する場合は、次に掲げる事項（中間処理産業廃棄物が発生する場合は最終処分について同様に記載すること。）
 - ① その処分又は再生の場所の所在地
 - ② その処分又は再生の方法
 - ③ その処分又は再生に係る施設の処理能力
 - (4) 委託契約の有効期間
 - (5) 契約金額（適正な委託金額）
 - (6) 受託者である産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の事業の範囲
 - (7) 委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報に関する事項
 - ① 性状及び荷姿
 - ② 腐敗、揮発等の性状変化
 - ③ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障
 - ④ 廃パソコン、廃テレビ等の廃棄物に日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されている場合はその表示
 - ⑤ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合はその旨
 - ⑥ その他取扱い上の注意
 - (8) (7) ①～⑥に変更があった場合の情報伝達方法
 - (9) 業務終了時の報告に関する事項
 - (10) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

○委託するときの注意事項

1 (特別管理) 産業廃棄物処理委託契約で提示する事項 (例)

- (1) 産業廃棄物の性状 (例: 液状、粘液状、水アメ状、液状残さ固着、スラリー状、泥状、粉粒状、塊状、固化状、成形品、その他)
- (2) 産業廃棄物の荷姿 (例: ドラム缶、金属缶、プラスチック容器、ガラス容器、紙容器、タンク、その他)
- (3) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化 (例: 引火性、自然発火、爆発性、揮発性、毒性、腐食性、悪臭、刺激性、重合・反応性、感染性、その他)
- (4) 関連法規 (毒物及び劇物取締法、消防法)
- (5) 参考資料 (サンプルの有無、写真、分析成績表、産業廃棄物の種類毎の明細表)
- (6) 容量等 (容器の容量、容器の状態、空容器の処理方法)
- (7) 収集運搬 (収集運搬方法、車種、積載量)
- (8) 要望事項

2 廃棄物のデータシート (WDS) の項目

- (1) 排出事業者
- (2) 廃棄物の名称
- (3) 廃棄物の組成・成分情報
- (4) 廃棄物種類
- (5) 特定有害廃棄物
- (6) P R T R 対象物質
- (7) 水道水源における消毒副生生物・前駆物質
- (8) その他含有物質
- (9) 有害特性
- (10) 廃棄物の物理的性状・化学的性状
- (11) 品質安定性
- (12) 関連法規
- (13) 荷姿
- (14) 排出頻度・数量
- (15) 特別注意事項
- (16) その他の情報

3 容器貼付ラベル (例)

産業廃棄物の名称等を明示するために、次のようなラベルを作成することが考えられます。

産 業 廃 棄 物	
排 出 事 業 者	<input style="width: 80%;" type="text"/>
廃 棄 物 名	<input style="width: 80%;" type="text"/>
管 理 番 号	<input style="width: 80%;" type="text"/>
受 渡 予 定 日	年 月 日
数 量	<input style="width: 20%;" type="text"/> 個口、 <input style="width: 20%;" type="text"/>
取 扱 注 意 事 項	<input style="width: 80%;" type="text"/>
処 分 業 者	
連 絡 先	

○委託するときはマニフェストを使用

産業廃棄物の収集運搬・処分を他人に委託する場合、産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、運搬車両ごとに産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付することが義務付けられています。

マニフェストは産業廃棄物の引渡しの際に排出事業者が処理業者に引き渡す複写式の伝票のことで、事業者がその処理を委託した産業廃棄物の流れを自ら把握することができるようになります。また、処理業者に産業廃棄物の性状等についての情報を正確に伝えることにより産業廃棄物の処理過程での事故の防止や適正な処理が図られます。

○委託後は

1 処分の確認

契約書どおり処理が行われたかを確認しましょう。マニフェストの写しの送付は、運搬又は処分が終了した日から10日以内です。（電子マニフェストの場合は、3日以内に情報処理センターに報告が必要です。）

2 記録保存

委託・処理状況について記録を整理し、マニフェストを5年間保存しなければなりません。

3 知事等への報告等

(1) 措置内容等報告

マニフェスト交付者は、次の場合には、速やかに委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握し、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、30日以内に県（青森市内の交付者は青森市、八戸市内の交付者は八戸市）に報告すること。

- ① マニフェストの交付の日から90日（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内に運搬又は処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けないとき。
- ② マニフェストの交付の日から180日以内に中間処理後の産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの送付を受けないとき。
- ③ 必要事項が記載されないマニフェストの写し又は虚偽の記載のあるマニフェストの写しを受けたとき
- ④ 産業廃棄物処理業者から、委託を受けている産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある旨の通知を受けた場合であって、当該業者からマニフェストの写しの送付又は情報処理センターからの通知を受けないとき。

(2) 産業廃棄物管理票交付等状況報告

事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者（中間処理業者を含む。）で、マニフェストを交付した者は、産業廃棄物を排出する事業場ごとに、1年間（前年度の4月1日から3月31日まで）の交付状況を当該年度の6月30日までに県（青森市内に事業場を有する交付者は青森市、八戸市内に事業場を有する交付者は八戸市）に報告しなければなりません。

なお、電子マニフェストを使用している場合は、報告の必要がありません。

4 罰則等

虚偽の記載などによりマニフェストを交付した場合には、措置命令を受けたり、法律により罰せられたりすることがあります。